

規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業実施要領

制定 令和3年3月30日2食産第6623号

改正 令和4年4月4日3新食第2043号

農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3輸国第5108号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表1の区分の欄のⅠの1の（3）のイのうち、事業内容の欄の2の規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業（以下「本事業」という。）の実施については、交付等要綱に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体

- 1 交付等要綱別表1の補助事業者の欄の14の大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、事業協同組合連合会、独立行政法人、その他法人格を有しない団体で事業実施計画調整者（交付等要綱第6の1の事業実施計画調整者をいう。）が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）

- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- （1）主たる事務所の定めがあること。
- （2）代表者の定めがあること。
- （3）定款、組織規程及び経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- （4）年度ごとに事業計画及び収支予算等が総会において承認されていること。

- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（交付等要綱第6の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて事業実施計画調整者に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び交付等要綱別表1の経費欄のうち補助対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 1 アセアン諸国向けJFS規格セミナー・商談会の開催

輸出先として有望なアセアン諸国をターゲットに、JFS規格の認知度を向上させ加工食品の輸出拡大を図るため、JFS規格に関するセミナー及びJFS規格取得製品の商談会を開催する。

（補助対象経費）

- ①セミナー及び商談会開催費（委員謝金・旅費、会場借料、通訳費、資料印刷費等）
- ②資料等の文書作成費、映像等作成費、翻訳費
- ③現地調査費等

- 2 輸出拡大に向けたJFS規格のモデル的取得の支援及び広報活動

国内外の食品工場等における J F S 規格のモデル的取得を支援（以下「J F S 規格モデル事業」という。）し、海外のマスメディア等を活用して効果的な広報を展開するとともに、海外の流通・小売・政府関係者を招いた工場視察を実施する。

（補助対象経費）

- ①認証等取得支援費（審査員手当・旅費、コンサルティング費、報告書作成費、資料印刷費等）
- ②資料等の文書作成費、映像等作成費、広報費
- ③現地調査費、通訳費、翻訳費等

3 海外における監査体制調査等への支援

国内外における J F S 規格のステータス向上を図るため、輸出先国における様々な規格・認証の活用状況及び食品安全の監査体制に関する調査の実施や、食品安全に係る国際会議での情報収集等を実施する。

（補助対象経費）

- ①国際会議等参加費（旅費、通訳費等）
- ②現地調査費、資料等の文書作成費、通訳費、翻訳費等

4 輸出に資する J F S 規格認証・適合証明取得のための支援

輸出に必要な衛生管理の普及を図るため、全国の中小の食品製造事業者等を対象に、J F S 規格の取得に向けた一般衛生管理や H A C C P 導入等に関する研修会等を開催する（研修会等の内容に応じた資料の作成を含む）。また、受講者を対象としたアンケート調査を行う。なお、研修会等の内容等を検討するための検討会を必要に応じて開催する。

（補助対象経費）

- ①検討会開催費（委員謝金・旅費、人件費、旅費、会場借料等）
- ②研修資料等作成費（専門家手当、人件費賃金、資料印刷費等）
- ③研修開催費（講師謝金・旅費、会場借料、人件費、賃金、旅費等、通信運搬費、消耗品費等）

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和4年度とする。

第5 採択基準等

1 採択基準

交付等要綱第5の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1）事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- （2）事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- （3）事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- （4）事業実施主体は、第3の2及び3の事業を実施する場合には、食品関係事業者・団体等との利害関係の調整を行う体制が整備されている、食料産業における食品安全管理に関する標準化や認証プログラムの運営を担う団体を支援し、事業成果を本団体に集約するものであること。
- （5）事業実施主体は、第3の3の事業を実施する場合には、食品衛生、H A C C P、食品安全に係るマネジメントシステム、国際標準及び規格認証に係る専門的な知見を有すること。

- (6) 事業実施主体は、第3の4の事業を実施する場合には、国内におけるHACCPに沿った衛生管理の制度化や国際基準を踏まえた研修資料を作成する能力を有するものであること。
- (7) 事業実施主体は、同一の提案内容で、本事業以外の農林水産省又は他の省庁の補助金を受けていない又は受ける予定がないこと。

2 留意事項

事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 事業実施計画の作成に当たり、事業の目的を達成するための具体的な数値目標を設定するとともに、数値目標の達成に向けた具体的な計画及び数値目標の達成度を把握するためのフォローアップに関する実施計画を作成すること。
- (2) 第5の1(4)の「食品関係事業者・団体等との利害関係の調整を行う体制が整備されている、食料産業における食品安全管理に関する標準化や認証プログラムの運営を担う団体」と十分に連携すること。
- (3) 第3の研修会やセミナー等を開催するに当たっては、使用する資料を事前に農林水産省に提出するとともに、企業の営業秘密等を除き、資料を一般に公開すること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び提出

事業実施主体は、交付等要綱第6の1の規定に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、補助金の交付申請より前に事業実施計画調整者に提出するものとする。ただし、交付等要綱第6の3の規定に基づく事業実施計画の変更(2の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止の提出については、交付等要綱第15の規定に基づく別記様式第3号「補助金変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

なお、別記様式2に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料等と重複するものは、その添付を省略できるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

交付等要綱第6の3の総括審議官が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交付等要綱別表1のIの1の(3)のイの2の規格・認証を活用した加工食品の輸出現環境整備事業の重要な変更の欄に掲げる変更
- (2) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添の「第1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより事業実施計画調整者に提出する。

委託して行わせる範囲は事業費の2分の1を超えてはならない。ただし、第3の1を実施する場合には、その事業の主たる部分(事業における総合的企画及び業務遂行管理等)を除き、この限りではない。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第7 事業の実施

- 1 次に掲げる者については、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法

律第五十七号) 第 34 条の規定に基づく輸出事業計画 (以下、「輸出事業計画」という。) の認定を受けた事業者及び関係団体を優先的に選定することとする。

- (1) 第 3 の 1 のうちアセアン諸国向け J F S 規格セミナー・商談会の参加者
- (2) 第 3 の 2 のうち輸出拡大に向けた J F S 規格のモデル的取得をする事業者
- (3) 第 3 の 4 のうち J F S 規格の取得に向けた一般衛生管理や H A C C P 導入等に関する研修会等への国内からの参加者

2 第 3 の 2 のうち輸出拡大に向けた J F S 規格のモデル的取得の支援

- (1) J F S 規格モデル事業実施規程 (以下「J F S 規格実施規程」という。) の作成

事業実施主体は、J F S 規格モデル事業の実施に際し、補助金の交付の手続等について次に掲げる事項を記載した J F S 規格実施規程を作成し、別記様式 3 により、総括審議官に提出し、その承認を受けること。これを変更しようとするときも同様とすること。

- ア 交付対象要件の定義及び補助金の額
- イ 交付申請及び実績報告の手続
- ウ 交付決定及び補助金の額の確定等の手続
- エ 申請の取下げの手続
- オ 事業実施計画の (変更) 承認等の手続
- カ 補助金の支払の手続
- キ 交付決定の取り消し等の手続
- ク 補助金の経理及び事業実施主体による調査
- ケ 個人情報保護等に係る対応
- コ その他必要な事項

- (2) J F S 規格モデル事業の公募及び審査

事業実施主体は、J F S 規格等について知見を有する者から構成される審査委員会を設置し、J F S 規格認証取得の支援対象事業者 (以下「J F S 規格支援対象事業者」という。) を公募すること。

事業実施主体は、事業実施計画を J F S 規格支援対象事業者に提出させ、審査委員会の審査の対象とすること。

審査委員会は、応募のあった J F S 規格支援対象事業者が、J F S 規格支援対象事業者から提出された事業実施計画が適切であるか等について審査すること。事業実施主体は、審査委員会の結果をもとに、採択する J F S 規格支援対象事業者を決定すること。

審査に当たっては、J F S 規格支援対象事業者が輸出事業計画の認定を受けている場合は、加点すること。

- (3) J F S 規格モデル事業の実施に関する事項

- ア 事業計画の報告

事業実施主体は、採択した J F S 規格支援対象事業者の事業実施計画について、これらを取りまとめ、別記様式 4 により総括審議官に報告すること (審査委員会で指摘があった場合には、その内容を適切に反映すること)。

- イ 交付決定及び額の確定

事業実施主体は、アの事業実施計画の報告後、J F S 規格支援対象事業者に交付申請書を提出させ、交付決定を行う。また、J F S 規格モデル事業実施完了後に検査を行い、補助金の額を確定し、確定に基づき支払いを行うこと。

- ウ J F S 規格モデル事業の進捗管理、助言等

事業実施主体は、J F S 規格支援対象事業者に対し、実績報告以外に必要な場合には、事業の進捗状況を報告させ、必要に応じて助言や指導を行うとともに、J F S 規

格モデル事業等の成果の情報発信の取組に協力させること。

エ 実績報告

事業実施主体は、J F S 規格モデル事業について、事業終了後速やかに J F S 規格支援対象事業者に実績報告書を作成させ、提出させること。

第 8 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式 2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、総括審議官に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。
- 2 事業実施主体が 1 の報告書を提出する際は、第 7 の 2 の（3）のエの規定に基づく実績報告書を取りまとめ、提出するものとする。

第 9 報告又は指導

総括審議官は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 4 日から施行する。

別記様式1(第2関係)

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業特認団体承認申請書

1 団体の名称

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の役職名及び氏名

4 設立年月日

5 事業年度（ 年 月～ 年 月）

6 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・ 中小企業の別	従 業 員数	資本金	年間販 売額	主要事業	備考

7 設立目的

8 事業内容

9 特記すべき事項

10 添付書類

- (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（創立総会議事録写し等）

- (注) 1 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称、資料の提出日、提出に係る手続き名その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 2 添付資料がウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより添付を省略することができる。

別記様式2(第6、第7関係)

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和 年度規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業実施計画の提出
（変更、中止又は廃止の提出）について

農林水産物・食品輸出促進対策事業交付等要綱（令和4年4月1日付け3輸国第5108号農林水産事務次官依命通知）第6の1の規定に基づき、関係書類を添えて、提出（変更、中止又は廃止の提出）をする。

- （注）1 関係書類として別添を添付すること。
- 2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、提出があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
- 3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
- 4 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「令和 年度規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業の実施結果の報告について」とし、別添「第1 総括表」及び「第2 個別事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。
- 5 変更、中止又は廃止の提出の場合は、「第6の3」とすること。
- 6 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称、資料の提出日、提出に係る手続き名その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 7 添付資料がウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより添付を省略することができる。

別添

第1 総括表

区分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		国庫補助金	事業実施主体		
	円	円	円	(1)委託先 (2)委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合 計					

(注) 1 区分は、交付等要綱別表1の区分により記入すること。

2 備考には、経費積算の根拠（単価、員数、日数等を明記した計算式等）を記載すること。

3 経費の支出に関する規程（謝金、旅費及び賃金の単価等が分かるもの）等を添付すること。

第2 個別事業実施計画添付資料

①事業名

(注1) 第3の1から4のうち応募する事業名を記載すること。

(注2) 第3の1から4のうち複数事業に応募する場合は、各事業について当様式を使用すること。

②事業の目的

③事業の目的を達成するための数値目標

数値目標の記載例

- 1 アセアン諸国向け J F S 規格セミナー・商談会の開催
 - ・令和5年3月までにセミナー・商談会を○件開催する。
 - ・セミナー後のアンケートにて、J F S 規格取得事業者と積極的に取引したいと回答した事業者の割合が○%以上。
- 2 輸出拡大に向けた J F S 規格のモデル的取得及び広報活動への支援
 - ・J F S 規格のモデル的取得を○件実施し、海外のマスメディアを活用し広報を○件展開する。
- 3 海外における監査体制調査等への支援
 - ・令和5年3月までに食品安全の監査体制に関する調査を○件実施する。
- 4 輸出に資する J F S 規格認証・適合証明取得のための支援
 - ・参加人数○人以上。
 - ・一般衛生管理、H A C C P 導入、J F S 規格の理解度○%、○人以上
 - ・J F S 規格認証・適合証明取得の意思がある者の割合 ○%

④事業の内容

⑤数値目標の達成に向けた計画及びフォローアップ

(注) 事業内容ごとに具体的な計画を記載すること。

別記様式3(第7関係)

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和 年度規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業の実施規程の承認
（変更の承認）の申請について

規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業実施要領（令和3年3月30日付け2
食産第6623号農林水産省食料産業局長通知）第7の2（1）の規定に基づき実施規程の承認を
申請する。

- （注）1 関係書類として実施規程を添付すること。
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称、資料の提出日、提出に係る手続名その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付資料がウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式4(第7関係)

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和 年度規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業の事業実施計画の報告について

規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業実施要領（令和3年3月30日付け2食産第6623号農林水産省食料産業局長通知）通知）第7の2（3）のア規定に基づき別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係書類として事業実施計画を添付すること。
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称、資料の提出日、提出に係る手続名その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付資料がウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。